令和5年度関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会において発表のあった、

①何故、相模原にて、経緯

研修部会

相模原市民児協への視察研修―民生委員・児童委員に対する活動支援の取り組みついて―

相模原市民児協における民生委員・児童委員に対する活動支援の取り組みを詳しく学び、地域の活性化や社会の課題解決に向けた新たな知見やアイデアを得るため、令和6年2月26日に実施しました。相模原市民児協の役員や事務局の方から説明していただいた後、活発な意見交換が行われました。

この研修は、我々が取り組むべき課題や可能性を探求する上での重要な一歩となるため、その成果を皆さまに報告いたします。

●相模原市民児協・22地区民児協の概要

②最初は市の説明？

相模原市民児協は、平成22年（2010年）4月に政令指定都市になり、緑区、中央区、南区の3区で構成されています。市民児協は、まちづくりセンターや公民館などの区域を単位とした22地区民児協で構成されており、定数は933人で、現在882人が所属しています（94・5%）。

組織の運営は、地区会長22名と副会長22名を含む47名の理事で組織する理事会をもって行っています。事務局は相模原市社会福祉協議会に設置されています。

各地区民児協には事務局が設置されており、地域福祉推進員、地域福祉支援員、地区担当者のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が配置されています。

●全市統一で作成した活動用マップ

③事務局が社協であることを冒頭で

④財源と余裕 財源的な余裕

コロナ禍における財源余裕を背景に、全市統一で活動用マップが作成されました。

地図の活用方法や研修は地区に一任されています。

作成後の課題として、今後の必要性については全委員対象にアンケート調査を予定しています。

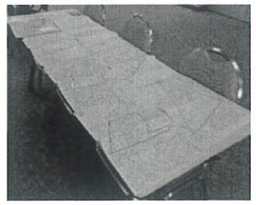

【活動用マップ】
- 活動エリアごとに縁どりされた特注のゼンリン地図。
- デジタルデータをDVDで地区ごとに提供されている。
- 著作権の対象であり、複写は禁止（複写の場合は別料金）

●市内全地区事務局に導入されたタブレット端末

令和3年11月にタブレット端末が市内全地区民児協の事務局に導入されました。コロナ禍における非接触型の活動への対応を目的とし、市から市社協への委託事業費で25台が拠出されました。

タブレット端末

これらの端末は主に事務局職員が利用し、一般委員への貸し出しは行われていませんが、委員との連絡調整や、会議録を自動で文字起こしをする等、業務効率の向上が報告されました。

今後は、定例会をZoom開催し参加しやすい環境を整備することや、高齢者の見守り、災害時の避難誘導などの展開・活用計画が進められています。

●地区民児協の運営

市の補助金により地域福祉推進員、地域福祉支援員、地区担当のCSWを各地区民児協事務局に配置し、平成の大合併後の移管に端を発しました。

運営工夫として、「持続可能な民生委員・児童委員活動に向けて」の方針の下、大野中地区民児協では、

①候補者と委嘱前に個人面談
②地区民児協独自の新任委員向け「活動案内」の配布
③関係機関・団体と共有する「支え合い見守りシート」の作成、配布
④活動記録の書き方を活動や事業終了ごとに詳しく説明

などを導入し、新任委員が不安なく活動できる環境づくりに取り組んでいます。

「活動の案内」（改選時作成・全30頁）

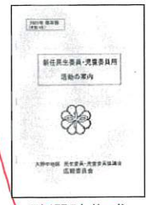

改選時作成（全30頁）

⑤冊子タイトルないと分からないかも？

◆「①候補者委嘱前の個人面談」のきっかけと効果は？

8年前、委員の4分の3が退任したことにより、自治会長や推薦協力会、候補者に民生委員活動を理解してもらい、少しでも長く委員を続けてもらいたいとの思いから始めた。

日程調整は大変だったが、その後、地域の理解が深まったようで、欠員が出なくなった。

●協力員制度の予算措置等を含めた概要と効果

⑥協力員への統一

横山地区が行う、「民児協の新任委員等に対する活動継続支援」では、相模原市が平成27年度に導入した協力委員制度を通じて、地区民児協が新任委員の不安を払拭し、楽しく活動できるよう、情報共有と支援を行っています。現在、45名の協力員が活動しており、訪問やオートロックマンションの負担軽減など、様々な事例が報告され、今後も新人支援を含めた活動の充実を目指しています。

◆地区によっては、協力員がいないのはなぜ？

- 活動制限がある協力員に対して世話をしなければならいデメリットがある。⑦補助 ⑧なし
- 大学があり、ボランティア活動が活発である。
- 商店街が充実しており地域の協力が大きい。

●意見交換

活動用マップやタブレット端末の導入により、地域福祉推進に新たな展開が生まれつつあります。例えば、**市ではスマホ教育に力を入れており、高齢者向けのスマホ教室を開催して好評を得ています。**

また、地域福祉推進委員や地域福祉支援員、地域担当のCSWの配置について、財源が大きな課題となるため、まずはCSWの配置からできないか？民生委員の定数や業務量によるため、固有の職員配置から始めてはいかがか？協力員は役所の財源予算措置から始めることが必要である等、活発な意見交換が行われました。

●視察研修を終えて

今後は、この研修で得られた学びや気づきを活かし、地域の課題解決や活性化に向けて更なる取り組みを行っていくことが重要と考えます。

地域ごとに異なる課題や取り組みがありますが、協力委員制度や新任委員への支援など、地域の理解と協力が必要であるということです。

今後の地域活性化や社会課題解決の一助となることを願っています。今後も皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

~~詳しい資料については市町村民児協事務局へお問い合わせください。~~

⑨分からないことあったら県民児協に聞いてもらった方が良い？市町村では回答できない可能性